

もくじ

- ② 春季火災予防運動
- ④ 養育里親を知っていますか？
- ⑥ 国民年金の手続をしましょう！
- ⑧ 食育弁当コンテスト結果ほか
- ⑨ まちかどネットワーク
- ⑩ 軽自動車・バイクの手続はお早目に
- ⑪ 富士市臨時職員募集
- ⑫ 市長への手紙
／狭あい道路拡幅整備事業
- ⑬ 暮らしのたより
- ⑭ 富士青春市民紹介

1月13日 消防出初式（市役所駐車場）



いただきへの、はじまり 富士市

～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認

火災が発生しやすい時季になりました。家庭内での火の使用や電化製品の取り扱いについて、いま一度、確認しましょう！

問い合わせ 消防本部予防課 ☎55-2859 FAX 53-4633

平成30年市内火災発生状況

【出火件数】

総出火件数は、62件と前年より18件減少しました。

火災種別で見ると、建物火災・車両火災・その他の火災もそれぞれ減少しました。また、前年0件の林野火災が1件発生しました(表1参照)。

【死者、負傷者数】

火災による死者は1人で前年と同数でしたが、負傷者は7人で前年より17人減少しました。

【出火原因】

出火原因の第1位は「放火・放火の疑い」の7件(11%)でした(表2参照)。「放火・放火の疑い」は毎年上位になっていきます。建物の周りに燃えやすいものは置かない、小まめに片づけるなどして注意しましょう。

(表1) 平成30年(1～12月) 市内火災発生状況

	平成30年	平成29年	過去10年の平均値
総出火件数(件)	62	80	90.5
火災種別	建物火災	35	45.7
	林野火災	1	1.4
	車両火災	6	11.5
	船舶火災	0	0.0
	航空機火災	0	0.0
	その他の火災	20	31.9
焼損棟数(棟)	43	49	60.5
り災世帯(世帯)	17	27	31.7
建物焼損床面積(m ²)	2,494	8,805	2,525
死傷者	死者(人)	1	1.7
	負傷者(人)	7	16.2
損害額(千円)	623,599	1,603,557	333,655

(表2) 原因別火災発生状況(上位)

平成30年			平成29年		
1位	放火・放火の疑い	7件	1位	放火・放火の疑い	14件
2位	たばこ	各5件	2位	たばこ	9件
	こんろ		3位	こんろ	6件

※表1・表2とも速報値で、調査中の損害額などは含まれていません。



春季火災予防運動

期間／3月1～7日の1週間

実施内容／

- ・75歳以上のひとり暮らし高齢者家庭の防火診断
- ・住宅用火災警報器の設置、取りかえや適切な維持管理の呼びかけ
- ・平成30年度防火ポスター中学校の部で市長賞を受賞した作品を市内各所に掲示

火災予防キャンペーン

第33代かぐや姫クイーン蛭川芽生さん（ひるかわめい）に一日消防長を委嘱し、富士市防火協会、富士市消防団、富士市消防音楽隊、カラーガード隊及び幼年消防クラブとともに、火災予防に関する広報活動を行います。

とき／3月3日（日） 11～13時

ところ／イオンタウン富士南

内容／

- ・一日消防長委嘱状交付
- ・消防音楽隊（カラーガード隊）演奏
- ・幼年消防クラブ（富士保育園）演技



幼年消防クラブ



カラーガード隊

- ・火災予防啓発グッズ配布
- ・住宅用火災警報器の設置及び維持管理のPR

平成30年度防火書道表彰式 平成31年富士市消防出初式 写真コンテスト表彰式

優秀賞受賞者に対する表彰式を、火災予防キャンペーン内で行います。



防火書道（小学校）
市長賞受賞作品
吉永第二小学校4年
行徳 璃子さん



防火書道（中学校）
市長賞受賞作品
富士南中学校3年
遠藤 萌未さん



写真コンテスト
市長賞受賞作品
「富士も見守る救助演技」
望月 喜久夫さん

※写真は、平成30年富士市消防出初式写真コンテストの市長賞受賞作品です。平成31年富士市消防出初式写真コンテストの結果は、2月中旬に決定します。

飲食店を営業している皆さんへ

火を使用する全ての飲食店で 10月から消火器の設置が必要になります

平成29年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災の教訓を踏まえ、消防法令が改正されました。

この改正により、これまで消火器の設置がなかった小規模な飲食店も、ことしの10月1日から消火器の設置が必要です。



消火器の設置が必要な飲食店とは？

お店の広さに関わらず、調理を目的として火を使用する設備または器具を設けている全ての飲食店が該当します。

「火を使用する設備または器具」とは、厨房設備（固体燃料、気体燃料、液体燃料、電気などを熱源とした調理器具、こんろなど）を指します。

ただし、厨房設備に防火上有効な措置が講じられている場合や、電気を熱源とするIH調理器、電子レンジなどの場合は、消火器の設置は必要ありません。

防火上有効な措置とは？

- ・調理油過熱防止装置：鍋などの温度の過度な上昇を感知して、自動的にガスの供給を停止して火を消す装置
- ・自動消火装置：火災を自動的に

感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置

・その他：危険な状態の発生防止及び発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（過熱などによるカセットボンベ内の圧力上昇を感知し、ガス供給を停止させて火を消す圧力感知安全装置など）

消防用設備などの点検と報告

今回の消防法令改正により新たに設置した消火器は、消防法令に基づいて6か月ごとに点検し、1年に1回、消防長または消防署長へ報告が必要です。

飲食店を営業している人やこれから始めようと考えている人は、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

養育里親を 知っていますか？

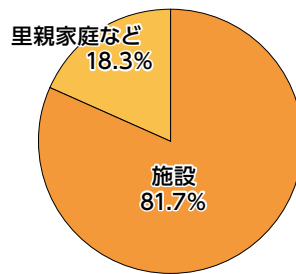
養育里親は、さまざまな事情により家庭での養育ができなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育しています。「養育里親」について理解を深めてみませんか？

こども家庭課 ☎55-2763 ㊟51-0247

なぜ里親が必要なのか

経済的困窮や虐待、親の死亡や行方不明などさまざまな理由で、実の親と一緒に暮らせない子どもがいます。そのような子どもたちのほとんどは、施設で生活するか、里親家庭で暮らしま

す。里親家庭でたくさんさんの愛情を受けて育ち、人との信頼関係を再び築けるようになることが、つらい思いをした子どもの生きる力になります。



▲親と一緒に暮らせない子どもたちの生活場所
(平成29年3月現在
厚生労働省調べ)

養育里親とは

自分の家庭で生活することが困難な子どもを、その家庭に戻るまで、あるいは自立ができるまで、親に代わって養育する里親です。

養育の期間は、数日から数週間と短期間の場合もあれば、高校卒業まで(20歳を迎えるまで)と長期間の場合もあります。

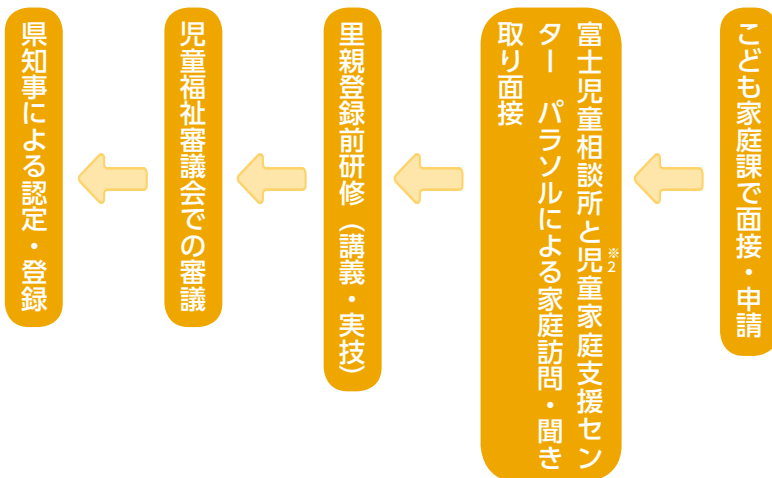
また、児童養護施設などで生活している子どもを、週末や年末年始などに預かるショート・ルフランという制度もあります。

養育里親になるための要件

特別な資格は必要ありませんが、次のような要件が求められます。

- ・児童の養育についての理解と熱意がある人
- ・児童に対する豊かな愛情がある人
- ・経済的に困窮していない人
- ・里親になる人、その同居人が欠格事由に該当しないこと

養育里親になるまでの流れ



※1 欠格事由

- ・成年被後見人、被保佐人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- ・児童虐待または被措置児童虐待などを行った者

※2 児童家庭支援センターパラソル(社会福祉法人誠信会)

富士・富士宮圏域の18歳までの子どもがいる家庭の相談を受ける相談機関。平成29年度以降、静岡県から里親支援事業の委託を受け、里親制度普及啓発、里親家庭への訪問、研修などを実施している。特に、平成29・30年度は、富士市と里親会(ふじ虹の会)の協働事業として、各小学校区に1家庭の里親をつくろうという主旨で、里親制度の普及啓発を行っている。問い合わせ

☎32)8125
㊟32)8010

✉ parasoru@seishinkai.info



養育里親経験者に聞きました！

子どもは未来！
成長から希望をもらいました

渡部 達也さん
美樹さん（国久保）

私たちは、子どもや若者の居場所をつくるためにNPO活動をしています。活動の中で、親元での生活が難しい子ども・若者の成長を何人も手助けしてきました。その延長で養育里親となり、2人の里子を育てました。助けを必要とする子どもがいれば見て見ぬふりはできないという思いでした。

子どもがいると家の中に自然と会話が生まれます。NPO活動に合わせて、里子と観光プランを考えたり、誕生会やクリスマス会などを開いたり、にぎやかで充実した時間を過ごすことができました。また、進学・就職など、子どものライフステージの変化を見守り、一緒に喜びを共有することで、成長した子どもたちがつくっていくこれからの未来への期待も高まりました。

制度としては、生活費や学費などの補助や、困ったときに市や児童相談所などと相談できる支援体制が整っていると感じました。



家族の絆が深まっていくことを日々実感します

鈴木 智哉さん
アパレシダさん（市内）

現在、年長の女の子を養育里親として育てています。里親になったきっかけは、13年間子どもがでなかつたことです。不妊治療を受けていましたがなかなか子どもに恵まれず、そんなときに親から里親制度を勧めてもらい登録しました。登録後、実子を2人授かりました。その後に里子を紹介されましたが、縁を感じて会ってみることにしました。

最初は人見知りが激しく、会話ができませんでした。施設に1年間通い、自宅に迎え入れました。3年たった今ではびつくりするほどよくしゃべるんです。

兄たちには、娘が里子であることと里子の意味を伝えてあります。兄妹げんかをすることもあります。兄が妹の面倒を見てあげたり、買い物の際に妹の分のお菓子も選んであげたりと、どんどん兄妹らしくなっていくように感じられてうれしいです。

3人の子どもたちに囲まれ、日々励まされていることを実感します。大変なこともあります。里親になってよかったです。

子どもたちの可能性を広げるために里親が必要です

親と一緒に暮らすことができず、施設で生活している子どもたちがいます。施設では、専門的な知識を持った職員が愛情深く支援してくれます。子どもたちは、集団のルールや社会性を身に付けながら育ちます。

一方、里親家庭では、施設に比べ、より家庭に近い環境で愛着関係を築き、地域と深くかわりながら成長していくことが可能です。

現在、里親を必要とする子どもに対し里親の数が足りません。また、子どもが穏やかに暮らしていく上で里親との相性は大事なポイントです。里親がふえることで、よりよい出会いが期待でき、それにより子どもの可能性を広げることにつながるのではないかと思います。

里親に興味がある人は、パラソルにご相談ください。また、下記の日程で相談会も行いますので、気軽にお越しください。



児童家庭支援センター
パラソル センター長
石黒 彰子さん

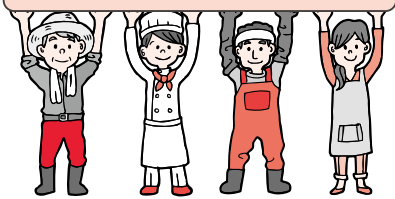
養育里親相談会

と き 各日とも10～15時	ところ
3月6日（水）	大淵まちづくりセンター第1研修室
3月7日（木）	吉永北まちづくりセンター第2研修室
3月11日（月）	浮島まちづくりセンター第1研修室
3月12日（火）	富士見台まちづくりセンター小会議室
3月14日（木）	天間まちづくりセンター小会議室
3月19日（火）	須津まちづくりセンター第1学習室
3月20日（水）	岩松まちづくりセンター小会議室
3月26日（火）	松野まちづくりセンターまちづくり室



国民年金の 手続きをしましょう！

必ず来る「老後」への
備えはできていますか？



国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人に参加が義務づけられていて、受給資格期間を満たす全ての人に、生涯にわたって基礎年金が支給される制度です。自分がどの被保険者資格を持っていて、いつ、どんな手続きが必要なのか知っておくことが大切です。

今回は、生活環境の節目ごとに必要な国民年金制度の手続を紹介します。

20歳になったら 国民年金加入の手続を

ここから
スタート！

国民年金は20歳の誕生日の前日に加入します。国民年金の加入者は3種類に区分されていて、加入種別ごとに手続先が異なります。

◆自営業者・学生等（第1号被保険者）

20歳になる誕生日の前月または当月上旬に、日本年金機構から「国民年金被保険者関係届書」が郵送されます。届書に必要な事項を記入し、国保年金課（市役所3階）へ提出してください。提出時に「保険料免除・納付猶予制度」や「学生納付特例制度」の申請（7ページ参照）をすることもできます。



国民年金に加入すると、日本年金機構から納付書が郵送されます。

平成30年度の国民年金保険料は、月額1万6340円です。

◆会社員・公務員等（第2号被保険者）

勤務先で厚生年金加入の手続をします。20歳未満でも厚生年金の制度がある会社に就職した場合、厚生年金に加入することになります。



◆厚生年金加入者に扶養されている配偶者（第3号被保険者）

配偶者の勤務先で国民年金加入の手続をします。

生活環境が変わったら 届け出が必要です

人生
いろいろ

【就職したとき】

厚生年金の制度がある会社などに就職するとき、勤務先で加入の手続をします。

【結婚したとき】

結婚により配偶者の扶養に入るとき、配偶者の勤務先で加入の手続をします。住所や氏名を変更する場合、配偶者の勤務先に届け出てください。

【退職したとき】

次の就職先が決まるまでの間、第1号被保険者資格取得の手続が必要です。退職した職場から発行される「脱退連絡票」と年金手帳を持って、国保年金課で手続をしてください。

【配偶者の扶養から外れたとき】

離婚や収入増加により配偶者の扶養から外れたとき、第1号被保険者資格取得の手続が必要です。扶養者の職場から発行される「脱退連絡票」と年金手帳を持って、国保年金課で手続をしてください。

【引越したとき】

第1号被保険者の住所が変わったとき、原則届出は不要です。

ただし、海外に転出するときは、第1号被保険者の資格喪失手続が必要です。国保年金課で手続をしてください。

※海外在住で日本に住所がない期間は受給資格期間に含まれますが、将来受け取る年金額には反映されません。

60歳以降も任意で 国民年金に加入できます

満額
もらいたい

将来受け取る年金額を満額に近づけたい人や、受給資格期間が不足している人は、60歳から任意で国民年金に加入することができます。国民年金保険料は、第1号被保険者と同じです。

年金は若い人にとっても大切です

【老齢基礎年金】

受給資格期間が10年以上ある人に65歳から支給されます。

※受給資格期間は、国民年金保険料を納めた期間（保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）を指します。

【障害基礎年金】

国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったときに支給されることがあります。

【遺族基礎年金】

国民年金加入中の人または保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した期間が25年以上ある人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた遺族（子のある配偶者または子）に、子が18歳に到達した年度の末日までの間、支給されます。

そのほか、要件を満たしていると、「死亡一時金」や「寡婦年金」が支給されます。

★年金の給付に関しては、富士年金事務所にお問い合わせください。

保険料の納付が難しいときは

保険料の納付が困難なとき、保険料免除・納付猶予制度（学生の場合）、学生納付特例制度の申請をすることができます。

富士年金事務所または国保年金課で手続をし、日本年金機構で審査を行い承認されると、保険料の納付が免除または猶予されます。

※2年1か月前までさかのぼって申請できます。



保険料免除・納付猶予制度の種類

① 保険料免除制度

所得が一定基準以下の人の保険料の全額もしくは一部の納付が免除されます。一部免除の場合、当該期間の保険料を納めていないと未納期間となります。

持ち物／年金手帳、離職票など

② 納付猶予制度

50歳未満の人で、所得が一定基準以下の人の保険料の納付が猶予されます。

持ち物／年金手帳、離職票など

③ 学生納付特例制度

学生で、所得が一定基準以下の人の保険料の納付が猶予されます。

持ち物／年金手帳、学生証のコピー（両面）など

④ 法定免除制度

第1号被保険者で障害年金を受けている人や、生活保護法による生活扶助を受けている人は、届出により保険料の全額の納付が免除されます。

持ち物／年金手帳など

※①～③は原則、毎年申請が必要です。

※納付猶予期間及び学生納付特例期間は、受給資格期間に含まれますが、将来受け取る年金額には反映されません。

年金受給者が亡くなった場合

未支給の年金が請求者に支払われます。富士年金事務所にお問い合わせの上、手続をしてください。



年金豆知識

「前納」すると保険料が割引に！

国民年金の保険料は、6か月分、1年分、2年分を前もって納めることができます。前納期間が長いほど割引額が多くなります。また、同じ期間でも口座振替による前納が最も割引額が多くなります。

※口座振替やクレジットカードでの前納は、毎年2月末までにお申込みください。

「追納」をおすすめします！

過去10年以内の保険料免除期間・納付猶予期間・学生納付特例期間に限り、古い国民年金保険料から順に、または一括で納めること（追納）ができます。追納することで将来受け取る年金額をふやすことができます。富士年金事務所の手続をしてください。

国民年金保険料は全額「社会保険料控除」の対象です

日本年金機構は、毎年11月上旬に、年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告するための「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付しています。

再発行が必要な場合、富士年金事務所にお問い合わせください。

富士年金事務所からのお知らせ
手続や相談の際は事前予約を！

富士年金事務所では、年金請求などの手続や年金相談を予約制で行っています。予約をすると、窓口が混雑しているときでも優先的にご案内できるほか、職員が事前に準備した上で対応できますので、相談がスムーズに進みます。ぜひ予約の上、ご来所ください。

予約受付専用電話番号

☎0570(05)4890

※受付時間は、8時30分～17時15分（土・日曜日、祝休日、年末年始は除く）です。

※予約の際は基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や年金証書）をご用意ください。

※予約は1か月前から相談日の前日まで可能です。



問い合わせ

日本年金機構 富士年金事務所

☎61-1900 ☎64-5411

国保年金課国民年金担当

☎55-2755 ☎51-2521

日本年金機構

検索

日本年金機構ウェブサイト

☎ <http://www.nenkin.go.jp>

『ふじ食』プロジェクト

市と、富士つけナポリタン大志館が協働し、楽しみながら“食”への理解を深めてもらうことを目的としたプロジェクトです。かわいいキャラクターが登場する4コマ漫画や塗り絵などで食育を啓発しています。



詳しくは、【市ウェブサイト】富士じかん→育てる→食育→富士市の食育「ふじ食」プロジェクトをごらんください。

「食育弁当コンテスト」結果発表

市は、中学生を対象に、お米を主食とし、栄養バランスや地産地消に配慮した「食育弁当コンテスト」を行いました。富士市食育推進事業実行委員会の選考や市民の投票によって選ばれた作品を紹介します。



**総合
グランプリ**

彩り賞

佐藤 由奈さん (富士南中学校3年)

【献立】

- ワサビいなりずし ●しらすと小松菜の煮浸し
- 朝霧ヨーグル豚のトウモロコシ巻き
- ニンジンたらこ和え ●ウインナーのはんぺん磯辺巻き
- 桜エビの卵焼き ●焼きギンナン ●サツマイモの甘煮
- イチジク

【アピールポイント】

食材は全て静岡県産でそろえました。お弁当は、朝短い時間で簡単に調理できるよう工夫しました。色もバランスよく盛りつけました。

バランスいいで賞

吉村 有智さん (須津中学校2年)

地産地賞

岡田 絢那さん (吉原第三中学校1年)

アイデア賞

川口 陽生さん (岳陽中学校2年)

野菜たっぷり賞

太田 圭三郎さん (富士川第一中学校1年)

キャラ弁賞

山下 真由さん (岳陽中学校3年)

学校賞 (生徒数に対する応募者割合が最も高い中学校)

富士中学校 (渡邊 達哉 校長)

**準
グランプリ**



あしざわ まさひと

■4コマ漫画作者紹介■
絵画造形教室アトリエパセリ (石坂) 代表。富士つけナポリタン公式キャラクター「ナポリン」の生みの親。

問い合わせ

保健医療課 食育推進室

☎55-2884

FAX 53-5586



地域の文化継承のために
熱心に活動する

松野歴史かるた 作成委員会

松 野地区まちづくり協議会が立
ち上げた「松野歴史かるた作
成委員会」は、平成26年に、地域
活性化と文化継承を図るため「松
野歴史かるた」を作成しました。

また、ことし、かるたをもとにし
たガイドブックも作成しました。

松野歴史かるたは、はたご池や
川カンジーなど松野地区の史跡や
伝統が題材となっています。委員
の皆さんが、歴史の資料を読んだ
り、地区の高齢者に聞き取り調査
をしたりして事実関係を調べ、読
み札や絵札、絵札の裏面の解説文
を作成しました。

松野地区まちづくり協議会会長
の西森共二さん（写真上段中央）
は、「このかるたは、既に富士川
第二小学校の地域学習のほか、高
齢者施設でも活用されるなど、松
野地区で幅広い世代に親しまれて
います。また、最近では、かるたを
手に史跡をめぐる人がふえてきた



▲週に1度会合を開き、ガイドブック
を作成してきた委員の皆さん

ことから、コンパクトで持ち運び
しやすく、かるたで取り上げてい
ないほかの史跡を掲載した解説書
を希望する声が寄せられたため、
ガイドブックを作成しました。作
成する中で、松野はさまざまな歴
史のある素晴らしい場所だと改め
て認識しています。住民の皆さん
には、ガイドブックを活用し、こ
の地区の歴史を知ってもらえたら
うれしいです」と熱く語ってくれ
ました。

問い合わせ／松野まちづくりセン
ター
☎(56)1055



吉尾 朔也ちゃん（松岡）
H29.4.20 生
「とびっきりの笑顔で
ポーズ★」



三宅 澄空ちゃん [左]・
風澄ちゃん（富士岡）
H29.10.12 生
「二人仲よく元気に育ってね！」



小池 陽斗ちゃん（伝法）
H29.8.13 生
「すくすくと元気いっ
ぱいに育ってね！」



森 葵衣ちゃん（水戸島）
H30.6.20 生
「毎日パパとママを笑わせてく
れてありがとう！大好き♥」



野村 美郷ちゃん（国久保2）
H30.6.1 生
「いつも元気な笑顔で
ありがとう！」



塚田 茉空ちゃん [左]・
果空ちゃん（一色）
H29.8.31 生
「すくすくと育ってね♥」



★我が家のアイドル大募集!!
子どもの写真（顔全体が写って
いる横写真）を大募集!!詳しく
はシティブロモーション課まで。
☎(55)2700 関(51)1456
so-citypro@div.city.fuji.shizuoka.jp

軽自動車やバイクを所有する皆さん！

課税は4月1日が

基準日です

軽自動車やバイクの税金は、4月1日に所有している人に課されます。皆さんは、きちんと手続していますか？



問い合わせ
軽自動車税（市税）について
市民税課
☎55-2735 ☎53-0974
自動車税（県税）について
富士財務事務所
☎65-2118 ☎65-2289

手続は3月末までに

・軽自動車税は、毎年4月1日に軽四輪（軽三輪）や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している人に課されます。廃車や名義変更の手続が4月1日を過ぎてしまうと、1年間の税金を支払うことになります。変更があった場合は、必ず3月末までに手続をしてください。

・納税通知書は5月中旬に送付します。ことしの**納期限は5月31日（金）**です。

・軽自動車税は、県税である自動車税と異なり、**月割課税、月割還付の制度はありません。**

【軽自動車税と自動車税の違い】

軽自動車税（市税）	年度途中で取得	年度途中で廃車
課税されません	1年間分の課税（還付なし）	
自動車税（県税）	月割で課税	月割の還付あり

こんなときは手続を！

・名義変更などをしたときの申告は法律で義務づけられています。自動車やバ

イクを人に譲った場合や盗難に遭った場合でも、所定の手続をしないとつまでも課税されます。

・車種によって申請手続場所が異なります。必要書類なども異なるため、手続の際には事前に各申請手続場所へお問い合わせください。

▽人から譲ってもらう・人へ譲る
各申請手続場所でも名義変更手続をしてください。

▽所有者が引越す

各申請手続場所でも車検証に記載の住所などの変更手続をしてください。

▽所有者が亡くなった

各申請手続場所でも廃車・名義変更手続をしてください（手続をしないと、指定された相続人に納税義務が生じます）。

▽盗難に遭った

警察に盗難届を出して、各申請手続場所でも廃車手続をしてください。

▽解体処理業者などに解体を依頼する

ナンバープレートや車検証などを回収し、各申請手続場所でも廃車手続をしてください。

※廃車等の手続をしないと、いつまでも課税されるので注意してください。

申請手続場所

車種区分	申請手続場所
原動機付自転車 (125cc以下)、小型特殊自動車、ミニカー	市民税課（市役所3階南側） ☎55-2735 ※他市町村のナンバーの変更・廃車は手続できません。
軽二輪 (125cc超～250cc以下)	（一社）全国軽自動車協会連合会 静岡事務所沼津支所（沼津市大塚） ☎055-939-5301
小型二輪 (250cc超)	静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所（沼津市原） ☎050-5540-2051
軽自動車 (軽三輪、軽四輪)	軽自動車検査協会 静岡事務所沼津支所（沼津市大塚） ☎050-3816-1778
普通自動車、 大型特殊自動車	静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所（沼津市原） ☎050-5540-2051

ご注意ください！

▽原動機付自転車の改造

改造により原動機付自転車の排気量などを変更した場合には、通常のナンバー取得の手続に加えて**改造内容の届け出が必要**です。事前に市民税課へお問い合わせください。

▽軽自動車・バイクを使用している事業所の皆さん

市内の事業所で使用する軽自動車やバイクは、車検証などの定置場を市内に変更する必要があります。また、原動機付自転車などは富士市のナンバーを取得しなければなりません。

▽減免申請

身体障害者などの軽自動車税減免申請

は、毎年申請が必要です。ことしの申請期限は5月31日（金）です。

▽自賠責保険・共済

原動機付自転車を含む全てのバイクや軽自動車は、自賠責保険・共済への加入が法律で義務づけられています。また、フォークリフトなどの小型特殊自動車（農耕作業用を除く）も、道路を走行する場合は加入する必要があります。

▽フォークリフト・農耕用トラクターなどの所有者の皆さん

道路を走行しないフォークリフト・農耕用トラクターなどもナンバープレートをとりつける義務があります。まだ取得していない人は、市民税課で手続をしてください。また、市民税課でのナンバープレートの発行は、道路を走行することを許可するものではありません。

軽四輪自動車等の重課税率

環境に優しい軽自動車を普及させるため、排出ガスや燃費による環境への負担の程度に応じて軽自動車税を重くまたは軽くする「軽自動車税のグリーン化」を、法律に基づき実施しています。

初めて車両番号の指定を受けた年月（自動車検査証に記載されている「初度検査年月」）から13年を経過した車両（電気軽自動車などは除く）は、重課税率が適用されます。

ことしは**初度検査年月が平成18年3月以前の車両が重課税率の対象**となります。





富士市臨時職員を募集します

雇用期間

2019年4月1日～2020年3月31日
(勤務日数は職種によって異なります)

申込方法

2月20日(水)までに、登録票(人事課または教育総務課で配布)または市販の履歴書に希望の職種名、必要事項を記入し、写真を貼って、直接または郵送で、各担当課へ
(市役所の所在地は、〒417-8601 永田町1-100)
※後日面接を実施します。

土木技術嘱託員(若干人)

週5日 7・5時間勤務

勤務場所／市役所内土木関連部署
仕事内容／工事の設計、積算、現場管理
勤務時間／8時30分～17時
賃金／月額16万2900円
※期末・通勤手当支給。
資格／土木指定学科卒業業者または業務経験者
担当／人事課 ☎(55)2711

スポーツ振興指導員(1人)

週5日 7・5時間勤務

勤務場所／市役所8階 スポーツ振興課
仕事内容／各種スポーツ教室における指導員業務
勤務時間／8時30分～17時
賃金／月額16万8700円
※期末・通勤手当支給。
担当／スポーツ振興課 ☎(55)2876

富士市国際交流ラウンジ事務補助(1人)

週5日 7・5時間勤務

勤務場所／富士市国際交流ラウンジF.I.L.S.
(富士市交流プラザ内)
仕事内容／相談対応、各種団体との連絡調整、事業の運営補助など
勤務時間／火～金曜日の12時45分～21時15分、土・日曜日の9時45分～18時15分(祝休日は除く)
賃金／日額7010円
※期末・通勤手当支給。
担当／多文化・男女共同参画課国際交流室 ☎(55)2704

ふじやま学園指導員(若干人)

仕事内容／障害児生活支援業務
勤務時間／ローテーション表による(宿直業務あり)
賃金／日額7670円
※期末・通勤手当支給。
担当／〒417-0801 大淵21063 ☎(35)0313

こども療育センター保育士(1人)

週5日 7・5時間勤務

仕事内容／障害児の保育業務
勤務時間／8時30分～17時
賃金／日額7540円
※期末・通勤手当支給。
資格／保育士・幼稚園教諭・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士などの資格を有する人または、福祉施設での勤務経験がある人
担当／〒417-0061 伝法85 こども療育センター ☎(21)9480

小・中学校パート調理員(若干人)

年202日 4・5時間勤務

仕事内容／小・中学校での学校給食調理業務
勤務時間／9時～14時15分
賃金／時給925円
※期末・通勤手当支給。
担当／教育総務課 ☎(55)2973

学校司書(若干人)

年150日 5時間勤務

仕事内容／小・中学校図書室での蔵書管理・図書学習支援など
勤務時間／9時30分～15時15分
賃金／時給1085円
※通勤手当支給。
資格／司書教諭または図書館司書資格を有する人
担当／教育総務課 ☎(55)2973

学校事務職員(若干人)

週5日 7・5時間勤務

仕事内容／小・中学校での事務補助業務(パソコンを用いた処理あり)
勤務時間／8時～16時15分
賃金／日額6590円
※期末・通勤手当支給。
担当／教育総務課 ☎(55)2973

サポート員(①特別支援教育②特別支援学級)(各若干人)

①年150日②年201日 各5時間勤務

仕事内容／小・中学校での特別な支援を必要とする子どもへのサポートなど
勤務時間／8時30分～14時15分
賃金／日額5380円
※通勤手当支給。
担当／学校教育課教育指導室 ☎(55)2869

臨時職員の登録者を随時募集中心!

職員の退職・出産などによる欠員補充や業務繁忙期などのため臨時職員が必要になったときに、対応できる人の登録を随時受け付けています。
登録受付職種／事務補助、調理員、保育士・幼稚園教諭(要資格)、小・中学校サポート員など
※事前登録者の中から書類・面接選考により採用します。

担当／人事課 ☎(55)2711 ☎(53)6669

市長への手紙 (私の提言)

「市長への手紙」は、日ごろ市民の皆さんが市政について考えていること、気がついたことなどをお寄せいただき、いつでも市政に参加していただくというものです。ご意見・ご提言をお寄せください。

■専用はがき(送料無料)

市役所、各地区まちづくりセンターや図書館などにあります。



■市ウェブサイト

「くらしと市政」ページ内の「お役立ち情報」にある「市長への手紙」をクリックすると、専用フォームから送信できます。

■その他

Eメール、FAX、通常のはがき・封書での郵送(〒417-8601 富士市役所 「市長への手紙」宛)でも受け付けます。

※簡単な疑問や質問は、おしえてコールふじ ☎(53)1111 や、市ウェブサイトの「問い合わせフォーム」をご利用いただくか、担当の課へ直接お問い合わせください。

提出と回答の流れ

- ①市長への手紙を提出
- ②全て市長が目を通す
- ③担当の課が回答を作成
- ④市長が確認し、回答



※専用はがき、市ウェブサイト以外で提出する場合は、必ず「市長への手紙」と明記。

問い合わせ／シティプロモーション課 ☎55-2736 ☎51-1456 ✉kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp

きょう 狭あい道路 拡幅整備事業

狭い道路は救急車や消防車が入りにくく、住環境や防災上の問題があります。市内には、狭い道路がまだ多くあります。安全で快適なまちづくりのため、狭あい道路拡幅整備事業にご協力をお願いします。

狭あい道路拡幅整備事業とは

狭あい道路とは、一般の通行に使用されていて建物が建ち並んでいる幅1・8メートル以上4メートル未満の道路のことです。

この事業は、道路の幅を4メートル以上確保できるよう、狭い道路に面した敷地を持っている人に、門や塀などを移設していただき、それによって生じた土地(後退用地)を市が整備し、道路の幅を広げていくものです。

事業の実績(平成16年10月1日～平成30年12月末現在)

事前協議件数／2418件
拡幅整備した道路／約35キロメートル

こんなときは事業を行います

【狭あい道路に接する敷地で、建物の新築や増改築をする場合】

建築確認申請を提出する前に、建築主と市が、拡幅整備の方法や用地の管理方法・助成内容について事前協議を行います。

【狭あい道路に接する敷地の地権者が、新築や増改築をせずに、道路拡幅を希望する場合】

道路を拡幅する前までに、地権者と市が事前協議を行います。

【狭あい道路の連続した区間(交差点から交差点まで)を一体的に拡幅整備することに地域の皆さんの協力が得られた場合】

地権者代表と市が事前協議を行います。

■拡幅整備への助成をします

後退用地を市に寄附していただく場合には、後退用地内にある門や塀などを取り除く費用や、新設費用の一部を助成します。



問い合わせ／建築指導課 ☎55-2903 ☎53-2773 ✉kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp

マンホール&史跡探訪
ウォーキング参加者（無料）

上下水道営業課 ☎67-2829

富士市ご当地マンホールをはじめとしたさまざまなデザインのマンホールがあなたをお待ちしています。道沿いの史跡もあわせて見学します。

と き／3月3日(日) 10:00～15:30
※雨天中止。

ところ／吉原商店街周辺（県富士総合庁舎集合）

対 象／市内在住・在学・在勤の人（小学生以下は保護者同伴）

定 員／20人（応募者多数の場合抽せん）

申し込み／2月20日(水)までに、直接または電話で上下水道営業課（県富士総合庁舎6階）へ

市政モニター

シティプロモーション課 ☎55-2736

期 間／4月1日～2021年3月31日
内 容／在宅での市政アンケート（年2回）の回答など

対 象／満18歳以上（平成31年4月1日時点）で、平成31年1月1日以前から市内在住の人（公務員・市の行政委員などは除く）

募集人員／100人（応募者多数の場合、地域や年齢などを考慮し選考）

謝 礼／アンケート回答1回につき図書カード500円分

通信手段／郵送またはEメール

申し込み／2月28日(木)（必着）までに、市ウェブサイトの応募フォームで申し込むか、郵送またはFAX・Eメールに住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、希望通信手段（Eメールの場合はEメールアドレスも記入）、「市政モニター希望」を記入し、〒417-8601 富士市役所シティプロモーション課へ ☎51-1456

✉kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp

3月の市役所休日開庁日

開庁日／3月3日(日) 9:00～16:00

開庁窓口／★市民課（☎55-2747）

★収納課（☎55-2730）

★国保年金課（☎55-2751）

★こども家庭課（☎55-2738）

★こども未来課（☎55-2731）

産休・育休明けによる児童の
保育園等入園事前申し込み

保育幼稚園課 ☎55-2762

受付期間／3月1～11日（土・日曜日は除く） 8:30～17:15

受付場所／保育幼稚園課（市役所4階南側）

対 象／産後休暇・育児休暇を取得した人で、5月1日～2020年4月15日に職場復帰（自宅外で月16日間、1日4時間以上勤務）が決定し、2020年3月までに入園を希望する人

※提出書類など詳しくは、入園案内（保育幼稚園課・各園で配布）を
ごらんください。

※2020年4月からの入園を希望する人は、10月ごろから受け付けます。

募 集

野菜や花などを栽培するための
ファミリー農園を貸し出します

農政課 ☎55-2781

期 間／4月1日～2020年3月31日

対 象／市内在住・在勤の人

貸出区画数／

富 士 岡 3 区画 比 奈 1 区画
伝 法 1 区画 富士岡南 2 区画
大 淵 1 区画 木 島 5 区画
南 松 野 2 区画 北 松 野 5 区画
（各応募者多数の場合抽せん）

使用料／年間2,000円～6,800円

面 積／1区画20～52平方メートル

申し込み／2月28日(木)までに、電話で農政課へ（1世帯1区画）

富士圏域トップセミナー
「これからの社会に必要と
される会社とは？」（無料）

と き／2月20日(水)

講演 13:00～14:30

シンポジウム 14:45～16:00

ところ／ふじさんめっせ会議室1・2・3

講 演／新井和宏さん(株)eumo代表取締役)による講演「ハンディを持った方の雇用～明るい未来を創ろう～2018」

対 象／企業の採用担当者、福祉関係者など

申し込み・問い合わせ／富士障害者就業・生活支援センターチャレンジ ☎39-2702 ☎39-2701

お知らせ

セカンドライフ見本市
&出張相談会（無料）

市民協働課 ☎55-2701

中高年世代の皆さんに、充実したセカンドライフを送っていただくためのお役立ち情報をお届けします。

と き／2月20～24日 9:30～16:00
（最終日のみ15:00まで）

ところ／中央図書館分館市民ギャラリー

内 容／セカンドライフ相談室出張相談、セカンドライフに関する情報パネルの展示、日がわり特設コーナーでの体験（22日(金)を除く各10:00～12:00）など

問い合わせ／（一社）まちの遊民社 ☎88-9036

高齢者地域支援窓口

高齢者支援課 ☎55-2916

高齢者に関する身近な相談窓口を、2月から新たに2か所設置しました。気軽にご利用ください。

★新たに設置した窓口

名 称	ところ	電話番号
特別養護老人ホーム ヴィラージュ富士	厚原 359-8	☎73-1188
デイサービスセンター アルクそてつ	鮫島 348-4	☎66-1153

★既存の窓口

名 称	ところ	電話番号
在宅介護支援センター 岩本園	岩本 133-1	☎61-2211
在宅介護支援センター かじま	水戸島本町 7-8	☎65-1165
在宅介護支援センター ききょう	五貫島 175	☎65-2000
ヒューマンライフ富士 在宅介護支援センター	大淵 3901-1	☎36-2666
鑑石園在宅介護支援 センター	原田 1350-16	☎52-0085

年金セミナー（無料）

と き／3月17日(日) 10:00～12:00

ところ／ロゼシアター第1会議室

内 容／60歳以降の生活設計に役立つ、年金・健康保険・失業保険についての話

定 員／40人（先着順）

申し込み・問い合わせ／2月18日～3月11日に、電話で（一財）静岡県年金福祉協会へ

☎054-251-2767

わらべうたを楽しもう！(無料)

中央図書館 ☎51-4946

富士文庫 ☎72-1612

西図書館 ☎64-2110

とき・ところ／①3月1日(金) (中央図書館視聴覚室) ②3月7日(木) (鷹岡市民プラザ1階和室) ③3月13日(水) (西図書館多目的室) 各10:30～11:30

対象／おおむね3歳までの子どもとその保護者

定員／各20組(先着順)

申し込み／2月19日(火)の9:00から受け付けます。直接または電話で①は中央図書館、②は富士文庫、③は西図書館へ

伝法まちづくりセンター講座

「今こそ終活!～自分のために・大切な人のために～」

伝法まちづくりセンター ☎51-4091

とき／3月7日(木)・14日(木)・19日(火) 9:30～11:30 計3回

ところ／伝法まちづくりセンター2階多目的室

内容／自分や大切な人を想う気持ちを大事にした「終活」に関連する制度や手続、相続対策について、各専門分野の講師から学ぶ

講師／岩山直樹さん(税理士・行政書士)ほか

対象／市内在住・在学・在勤の成人

定員／30人(応募者多数の場合抽せん)

受講料／300円

申し込み／2月20日(水)までに、市ウェブサイトで電子申請するか、はがきを持参または往復はがきの往信裏面に、講座名、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、地区名、市外在住の人は学校名または勤務先を記入し、〒417-0061 伝法2743-2 伝法まちづくりセンターへ

日曜・夜間納税相談

2月25日(月) 17:15～19:00

3月3日(日) 9:00～16:00

収納課 ☎55-2730

2月の教育委員会会議

2月定例会を開催します
(どなたでも傍聴できます)

とき／2月20日(水) 13:30～

ところ／市役所8階政策会議室

教育総務課 ☎55-2865

公用封筒に広告を掲載してみませんか

会計室 ☎55-2842

封筒規格／①角形2号 ②長形3号
作成枚数／①3枠広告入りを2種類 各5万枚 ②3枠広告入りを2種類 各10万枚

掲載料／1枠につき①3万円②4万円
募集枠数／①②各6枠(応募者多数の場合抽せん)

使用期間／8月ごろから、印刷した封筒が終了するまでの1年間程度

申し込み／3月1日(金)の17:00(必着)までに、申込書(会計室で配布、市ウェブサイトでダウンロード可)と原稿案を、直接または郵送で、〒417-8601 富士市役所会計室へ
※市外の事業所は、事業所の所在する市区町村が発行する納税証明(発行日から3か月以内のもの)を添付してください。

講座・教室

半日で学べる糖尿病予防講座

健康政策課 ☎64-8992

とき／3月11日(月) 9:30～13:00

受付9:00～

ところ／フィランセ西館4階大ホール

内容／糖尿病について、予防のための食事・運動のポイント、バランスランチの試食、個別相談など

対象／血糖値の改善が必要な人やその家族など(糖尿病治療中の人は、申し込みの際にご相談ください)

定員／20人(応募者多数の場合抽せん)

受講料／500円(資料代など)

持ち物／検査結果、筆記用具、運動靴、飲み物、情報提供書(必要な人のみ)

申し込み／3月4日(月)まで(土・日曜日、祝休日は除く)に、電話で健康政策課へ

募集

セカンドライフ相談室 運営事業受託者

市民協働課 ☎55-2701

事業の概要／①セカンドライフ相談室の開設・運営②生きがいあるセカンドライフの啓発事業③事業の報告及び提案

事業期間／4月1日～2020年3月31日

応募資格／市内に主たる事務所があり、本事業の実施が定款上可能である法人格を有する非営利団体

募集期間／2月26日(火)まで

※事業の詳細及び応募方法は、仕様書(市民協働課で配布、市ウェブサイトでダウンロード可)をごらんください。

市営住宅(高齢者等対応住宅・シルバーハウジング)入居者

住宅政策課 ☎55-2817

①高齢者等対応住宅

募集団地／富士見台団地6棟101号室(富士見台2-7)

間取り／3K(6畳・6畳・4.5畳・K)

家賃／1万6,400円～3万2,200円

資格／単身または親族2人以上で入居し、満60歳以上の高齢者、または身体障害者手帳(1～4級)の所持者がいる世帯など

②シルバーハウジング

募集団地／上堀団地A棟203号室(松岡2400-11)

間取り／2DK(6畳・6畳・DK)

家賃／1万8,400円～3万6,100円

資格／満60歳以上の単身世帯、夫婦双方またはいずれかが60歳以上の世帯など

……①②とも……

申し込み／申込用紙(住宅政策課で配布)に必要事項を記入し、必要書類を添えて、2月20～28日(土・日曜日は除く)の8:30～17:15に、直接住宅政策課へ

2月の水道料金・下水道使用料

上下水道お客様センター ☎67-2873

～納入は便利で確実な口座振替で～

申し込み／直接、市指定金融機関の窓口へ

持ち物／通帳・印鑑(届印)・水栓番号(各世帯配付の「使用水量等のお知らせ」に記載)

※納入は2か月に1度です(地区によって納入月が異なります)。

○納入期限 2月28日(木)
(納入通知書は、2月中旬に郵送します)

○口座振替日 2月28日(木)



家具固定ボランティア講座(無料)

ボランティアセンター ☎64-7100
 災害時に自分の身を守るために、必要な家具固定の方法やその技術を生かしたボランティア活動について学んでみませんか。
と き／3月9日(土) 9:00～14:30
ところ／フィランセ東館 3階ボランティアルーム
内 容／地震への備えと家具固定の必要性、家具固定に必要な知識に関する講義、実習など
定 員／15人(応募者多数の場合抽せん)
申し込み／3月4日(月)までに、電話またはFAX・Eメールに住所、氏名、年齢、性別、連絡先を記入し、ボランティアセンターへ

☎64-9040

✉vc@fujishishakyo.com

富士警察署管内事件・交通事故「訴訟最終告知」などの表題で、メールやはがきによる架空請求詐欺が多発しています。このような場合、警察や市にご相談を。

事件情報 (平成30年11月末現在)

	年間累計	昨年度
全刑法犯罪	1,363件	- 107件
忍び込み	32件	+ 14件
空き巣	33件	+ 9件
車上ねらい	106件	- 71件
自転車盗	147件	- 81件
振り込め詐欺	18件	- 4件
サギ電話	271件	- 10件

交通事故情報 (平成30年12月末現在)

	年間累計	昨年度
件数	2,000件	- 34件
死者	7人	+ 1件
負傷者	2,532人	- 117件

安全をつなげて広げて 事故ゼロへ

おりがみ講座 おおきなドラゴンを折る(無料)

西図書館 ☎64-2110
と き／3月21日(木) **春分の日**
 10:00～11:30
ところ／西図書館多目的室
講 師／寺尾洋子さん(クラフト作家)
対 象／市内在住・在学・在勤の人(小学生以下は保護者同伴)
定 員／6組(応募者多数の場合抽せん)
 ※1組最大4人まで。
申し込み／3月14日(木)までに、直接または電話、FAXに氏名、電話番号、参加人数を記入し、西図書館へ
 ☎64-3001

シルバー人材センター 初心者のためのスマホ講座

シルバー人材センター ☎53-1150
と き／3月5日～5月28日の毎週火曜日(4月30日は除く) 13:30～15:30 計12回
ところ／富士市シルバー人材センター 3階中研修室
内 容／文字入力、メール、LINE、Googleアプリなどの活用法
定 員／20人(先着順)
 ※受講生5人にアシスタントが1人つきます。
受講料／月額3,000円(別途テキスト代972円)
 ※テキスト代は初回に徴収します。
持ち物／スマートフォン、筆記用具
 ※らくらくスマホ(docomo)以外のスマートフォンを持参してください。
申し込み／2月20～22日の9:00～16:00に電話でシルバー人材センターへ

身近な人を支えるためのこころのゲートキーパー研修会(無料)

健康政策課 ☎64-9023
と き／3月3日(日) 9:30～11:30
ところ／フィランセ東館 2階ふくし学習室・体験室
内 容／①こころの健康について②ゲートキーパーの役割と心得③望ましい声のかけ方や話の聴き方などについて④子育てサポーターについて
対 象／こころの健康に関心がある人
定 員／30人程度
申し込み／事前に予約が必要です。電話で健康政策課へ

ぜん息・COPD(慢性閉塞性肺疾患)講演会(無料)

保健医療課 ☎55-2739
と き／3月16日(土) 13:30～15:00(受付13:00～)
ところ／フィランセ西館 4階大ホール
テーマ／「ぜん息・COPDの予防管理とリハビリテーション～ラッタ呼吸体操とノルディックウォーキングのすすめ～」
 ※肺年齢が測定できます。
講 師／遠藤繁さん(遠藤内科医院 院長)
定 員／100人(応募者多数の場合抽せん)
申し込み／3月8日(金)までに、電話または、はがき・FAX・Eメールに住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、〒417-8601 富士市役所保健医療課へ
 ☎53-5586
 ✉ho-iryuu@div.city.fuji.shizuoka.jp

2月の救急当番医

Emergency Hospitals Available on Holidays
 Pronto Socorro em atendimento fim de semana e feriados

救急当番医案内
 ☎51-9999

2月の接骨師会 休日当番

柔道整復
 Bonesetter
 Clinica de osteopatia
 9:00～17:00

と き **産婦人科**
 Gynecology & Obstetrics
 Gineco-Obstetrica
 8:00～18:00

と き **眼 科**
 Ophthalmology
 Oftalmologia
 9:00～17:00

と き **耳 鼻 科**
 Otorhinolaryngology
 Otorrinolaringologia
 8:00～17:00

10日 宮崎クリニック 66-3731 松 岡
11日 池田産婦人科医院 21-2228 石 坂
17日 ロゼディースクリニック 60-5747 蓼原町
24日 望月産婦人科医院 34-0445 比 奈

戸田眼科医院 21-9666 富士宮市
渡辺クリニック 22-1500 富士見台
芦川病院(眼科) 52-2480 中央町2
中西眼科クリニック 36-1800 中 野

三島中央病院 971-4133 三島市
ながいずみ耳鼻咽喉科医院 939-8833 長泉町
わたなべ耳鼻咽喉科医院 65-6787 松 岡
耳鼻咽喉科崎川医院 975-9131 清水町

二宮整骨院 53-8833 伝 法
藤原接骨院 21-3309 神 戸
望月整骨院 61-3946 十兵衛
渡辺接骨院 61-0548 富士町

内科・小児科・外科
 Internal Medicine/Pediatrics/Surgery
 Clinica Geral/Pediatrica/Cirurgias

救急医療センター ☎51-0099 津田217-2
 平日19:00～翌8:00 土曜日14:00～翌8:00 日曜日・祝休日 9:00～翌8:00
〈診療上の注意〉必ず保険証とお薬手帳(ある場合)を持参してください。緊急性により診療順が変わります。投薬は1日分です。子どもが受診する場合は、早目の時間帯にお越しください。
共立蒲原総合病院(主に内科) ☎81-2211 中之郷 2500-1
 診療可能な科目や時間帯は日によって異なります。受診の際は、必ず病院へ電話でお問い合わせください。
 ※3月3日(日)の救急当番医・接骨師会休日当番は、2月下旬に市ウェブサイトに掲載します。

歯 科
 Dentistry
 Dentistas

歯科医師会館 ☎53-5555
 伝法2850-3
 日曜日・祝休日 9:00～12:00
 13:00～16:00

※広報ふじ2月5日号に掲載した平成31年度に実施予定の事業は、平成31年度予算の成立を前提としています。

第19回



行政書士事務所 代表
高橋 奈津紀 さん
(今泉)

今号からリニューアル!

富士青春市民になって、
一緒に富士市を盛り上げよう!!

このコーナーでは「いただきへの、はじまり」を
胸に頑張る“富士青春市民”を紹介します!

いただきへの、はじまり 富士市

"We are" 青春市民

富士青春市民を随時募集中です

富士青春市民

検索



行政書士事務所を始めたきっかけは?

第一子の妊娠をきっかけに退職しましたが、社会とのつながりがなくなってしまうという漠然とした不安がありました。次第に「子育てをしながら、働く環境をみずからつくる仕事をしたい」と強く思うようになり、市役所の臨時職員として働いていた経験を生かし、幅広い仕事ができる行政書士の資格取得にチャレンジすることを決意しました。出産後、子育ての合間に猛勉強し、2016年に資格を取得。第二子出産後の2018年8月に事務所を設立し、開業しました。

現在はどんな働き方をしていますか?

行政書士は、お客様の代理人としてさまざまな行政手続を行います。家系図を作成することもあります。まだ私は開業したばかりなので、



毎月2回程度、静岡県行政書士会や支部で行われている講習会に参加したり、行政書士の先輩の事務所で事務員として働いたりして、現場を学んでいます。仕事と子育ての

「子育てママ」、そして「行政書士」の二足のわらじに挑戦中!



バランスが保てるように、「子育ての日」、「仕事の日」といったように1日単位で決め、ローテーションしながら働いています。

今後の目標は?

2つあります。1つ目は、子どもに一生懸命働く姿を見てもらい、働くことが楽しそうだと思ってもらうことです。生活の一部として「働く」ことを身近に感じてもらえればうれしいです。

2つ目は、私自身が富士市の魅力の担い手となり、住みよいまちづくりに関わっていくことです。生まれ育った富士のまちが大好きなので、これまで諸先輩方がつくってくれた住みよい環境に感謝しながら、積極的にまちづくりに関わっていきたいです。

my
ふじらぶ

公園や児童館が充実している
ところ

こちら編集室「何といても!」

元日号お年玉プレゼントに395件のご応募をいただきました。アンケートには具体的なご意見をいただき、今後の参考として編集担当者全員で情報を共有しています。さて、富士市の魅力として最も多かったのが、富士山。回答として当たり前のように、特徴的で興味深いのが「何といても」という表現をする人がとても多かったことです。これだけ強く同じ思いで魅力を語る市民がいるまちは、ほかにはない!という富士市民の魅力を改めて感じることができました。(と)

【人口と世帯】1月1日現在
人口: 254,110人 (前月比+25)
男125,779人 女128,331人
世帯: 105,726世帯 (前月比+84)

【編集・発行】
総務部シティプロモーション課
〒417-8601 静岡県富士市永田町1-100
☎0545-55-2700 〆0545-51-1456

UD FONT
by MORISAWA

富士市コールセンター
おしえてコールふじ
☎53-1111
受付時間/8:30~18:00
受付日/年末年始除く毎日